

審査基準及び標準処理期間

令和4年5月13日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第99条の2第4項
処分の概要	技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	道路交通法第99条の2第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員審査の審査方法等） 第6条（技能検定員審査に合格した者等 と同等以上の技能及び知識を有す ると認める者としての認定） 第7条（技能検定員資格者証の交付等）
審査基準	別紙のとおり。
標準処理期間	14日（行政庁の休日は含まない。）※
申請先	交通部運転免許課 教習所第一係
問い合わせ先	交通部運転免許課 教習所第一係（電話 06-6908-9121 内線231）
備考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。